

一般社団法人 日本消火装置工業会

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本消火装置工業会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって必要な地に従たる事務所を置くことができる。従たる事務所に関する細則は別にこれを定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消火設備の制度、技術の強化及び普及をはかり、もって火災による損害の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 消火設備の制度及び技術の調査、研究、情報収集並びに啓蒙
- (2) 会員の個別検定事務手続の代行
- (3) 消火設備の宣伝普及
- (4) 機関誌、パンフレット及び図書の刊行
- (5) 研究会、講演会、懇談会、講習会、展示会等の開催
- (6) 関係官公庁及びその他の関係機関との連絡並びに協力
- (7) 消火設備に関する相談、助言に関する事業
- (8) 受託事業
- (9) この法人の目的達成に必要な事業

2 前項第1号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

次に掲げる区分に属する消火設備に関連する事業を行う法人又は個人並びに団体

イ 機器又は消火薬剤の製造若しくは輸入を業とするもの

ロ 設計及び工事を業とするもの

ハ 点検及び整備を業とするもの

(2) 賛助会員

消火設備に関連する事業を営むもの

(3) 受検会員

検定又は認定に係わる機器の受検を希望するもので正会員と賛助会員以外のもの

(4) 名誉会員

この法人の事業に功績のあったもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 この法人の会員は、第5条1項に該当するもので、理事会において承認されたものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(会員の除名)

第9条 会員は、この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行動があったときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会員が会費の滞納により第2回の納入催促を受け、その日から30日以内に滞納金の全額を納入しないとき

(2) 総社員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人あるいは団体が解散したとき

第4章 社員総会

(種類と構成)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算表（正味財産増減計算表）
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、合併及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、毎年1回5月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際は、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員を代表する者のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印する。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない社員はあらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した場合、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が総会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上20人以内
- (2) 監事2人以内

2 理事のうち会長を1名、副会長を2名以内、常任理事1名とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、代表理事として、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常任理事は、業務執行理事として理事会において別に定めるところにより、職務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常任理事は3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務執行を監査し、この法人の会務及び会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対しての事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会が必要と認めるときは、議事に関する学識経験者、顧問に出席を求めて、意見を徴する事ができる。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長、常任理事あるいは理事のいずれかが理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第31条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日ま

で、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間(また従たる事務所に3年間)備え置くものとする。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算時に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人若しくは国又は地方自治体に贈与するものとする。

2 この法人は余剰金の分配は行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 顧問

(顧問の設置等)

第38条 この法人に顧問を若干名置く事ができる。

- 2 顧問は学識経験者、この法人に功労があった者等のうちから、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して会長に意見を述べる事ができる。

第10章 事務局

(事務局設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 役員会

(役員会の設置等)

第40条 この法人に全般業務（法令又は定款において総会又は理事会の決議によるとされているものを除く。）の運営組織として、役員会を置く。

- 2 役員会は理事、監事、各部長及び技術委員長により構成し、役員会の会長は、この法人の会長とする。
- 3 会議は、定例的に開催される定例役員会及び必要に応じて会長が招集する臨時役員会とし、会長がその議長となる。
- 4 会長に事故あるときは、本会の副会長がその職務を代理する。
- 5 役員会の議事は出席役員の過半数の同意を持ってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12章 委員会等

(委員会設置等)

第41条 この法人には、第3条の目的を達成するため、常設委員会等を設置する。

- 2 委員会の設置は委員会設置規程による。
- 3 その他目的達成のために必要な委員会等を技術委員会及び理事会の承認を得て設置することができる。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、時事に関する事項を掲載する日本経済新聞(東京版)に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人設立の登記を行ったとき、第 32 条の規定に関わらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事を藤本二郎、業務執行理事を深田史朗、山田信夫、小林健とする。